

第 6 4 号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員の給料月額を改定する等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

第2条 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条の規定（第21条の4第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定 平成29年12月1日

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する

職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会  
が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、  
その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたもの  
とした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委  
員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後  
の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなっ  
た職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあ  
った職員の当該適用又は異動の日における号給については、当  
該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、  
次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用さ  
れるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、  
人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことがで  
きる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条  
例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に

よる給与の内払とみなす。

(委 任)

7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。